

731

(一) 大政翼賛會ト新政治結社トハ相互ニ緊密ナル連繫ヲ保タシム  
(二) 右ノ爲新政治結社ノ構成員ハ適宜大政翼賛會ノ役職員ニ就キ、  
大政翼賛會ノ機能發揮ニ盡力スルモノトス

供覽

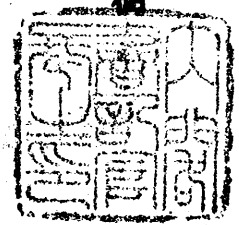
731

内閣閣甲第二六六號  
第一部長  
昭和十七年六月二十三日

第五部長

第四部長

内閣書記官長 星野直樹



情報局總裁谷正之殿

國民運動團體ノ統制ニ關スル件別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通  
牒ニ及ビ候



五〇

課長以上、膝子配付  
日付し度

宮部

731

國民運動團體ノ統制ニ關スル件

本年五月十五日閣議決定「大政翼賛會ノ機能刷新ニ關スル件」ニ基キ  
取敢ヘズ左ノ事項ヲ決定實行スルモノトス

一、各團體ノ組織ニ關スル件

(一) 中央機構ニ關スル件

中央機構ニハ變更ヲ加ヘズ各省大臣ガ各團體ノ總裁又ハ團長タルコトハ此ノ際取り止ムルコト

(二) 推進組織ニ關スル件

産業報國青年隊、農業報國聯盟増産報國推進隊、商業報國推進隊等ノ組織ニ付テハ大政翼賛會推進員及大日本翼賛壯年團等トノ調整ヲ圖ルト共ニ其ノ機能ヲ充實スルノ要アルヲ以テ之等ニ

付テハ別途考究スルコト

(備考) 地方機構ノ調整ニ付テハ別途考究スルコト

ニ指導監督ニ關スル件

(一) 監督ニ關スル件

大政翼贊會ニ對スル監督ハ内閣總理大臣之ニ當ルコト

(二) 指導ニ關スル件

大政翼贊會ノ傘下ニ加入スル各團體ノ指導ニ關シテハ關係主管

大臣ハ大政翼贊會ヲ通ジテ之ヲ指導スルコト 但シ其ノ運営ニ

當リテハ關係各省並ニ各官廳ト大政翼贊會トノ間ニ適切ナル連

繫ヲ保持シ各團體ノ機能發揮ニ支障ナカラシムル様考慮スルコト

三 豫算ニ關スル件

(一) 豫算ノ編成及交付ニ關スル件

各團體ニ對スル補助金ハ昭和十八年度以降大政翼贊會ノ豫算ト

シテ一括シテ計上シ各團體ニ對シテハ大政翼贊會ヨリ之ヲ交付

スルコト

尙昭和十七年度豫算ニ關シテモ大政翼贊會ヲ通ズル様適宜ノ措

置ヲ講ズルコト

(二) 各省豫算ノ執行ニ關スル件

各省豫算中各團體ヲシテ實施セシムル事業費ハ大政翼贊會ヲ通

ジ從來通り之ヲ交付スルコト

(三) 地方費豫算ニ付テモ前各號ニ準ジテ取扱フコト

四 人事ニ關スル件

(一)各團體首腦部役職員ノ委嘱、解嘱、任免ニ關スル件

特別ノ事情アルモノヲ除キ各團體ノ會長（團長）、副總裁、副會長（副團長）、理事長、理事、地方支部長ノ委嘱、解嘱、任免ハ大政翼贊會總裁之ヲ行フモノトスルコト

(二)役職員ノ相互兼任ニ關スル件

大政翼贊會ト參加團體トノ間ニ役職員ヲ兼任セシメ常時連絡ヲ圖ルコト

(三)人事交流ニ關スル件

大政翼贊會ト傘下各團體トノ連絡ヲ一層緊密ナラシムル爲必要ニ應ジ人事ノ交流ヲ行フコト

五 統制委員會ニ關スル件

(一)大政翼贊會ノ統制委員會ハ内閣並ニ關係各省官吏、大政翼贊會

各局長、大日本翼贊壯年團本部長、大日本興亞同盟理事長及參加各團體ノ理事長又ハ之ニ相當スル者ヲ以テ組織ス

(二)統制委員會ハ關係諸團體ノ統制運営ニ關スル事項ヲ審議ス

(三)統制委員會ノ委員長ハ大政翼贊會事務總長之ニ當ル

(四)統制委員會ニ幹事ヲ置ク

幹事ハ内閣並ニ關係各省官吏、大政翼贊會關係局部長及各團體關係職員ヲ以テ之ニ充ツ

幹事長ハ大政翼贊會總務局長ヲ以テ之ニ充ツ

(五)幹事ハ統制委員會ニ付議スベキ事項ヲ調査立案ス

五

731

内閣閣甲第三二二號

昭和十七年七月二十八日

内閣書記官長 星野直樹



情報局總裁 谷正之殿

大政翼賛會及關係諸團體ノ地方機構ノ調整ニ關スル件別紙ノ通閣議決定相成候條命ニ依リ通牒ニ及ビ候



512